

(重要) 倫理面への配慮について

- ・人を対象とする医学系研究（治験を含む）は、「ヘルシンキ宣言」や国の定める法令・指針等に従い、動物実験は適用規則に従い、審査を受けて承認を得た場合は、承認を受けた委員会名を含めて抄録中に記載し、発表においても提示してください。
- ・上記に該当しない調査・研究においても、関連する適用規則・委員会審査があれば規則を遵守し承認を得たこと、また倫理的配慮を要する場合にはその内容を抄録中に記載し、発表においても提示してください。
- ・症例報告やケースシリーズなど患者プライバシーに配慮すべき発表については、本学会のガイドライン（https://www.jspn.or.jp/modules/about/index.php?content_id=49）を参考にして、原則として本人から同意を得た上で、プライバシー保護に十分配慮してください。本人又は代理人の同意を得ることなく発表することが可能な例外事項にあたると思われる場合は、例外事項のうちどの理由に該当するのか、なぜ同意を得ることが困難なのか、また同意が得られないまま発表を行うにあたりどのようにプライバシー保護への配慮を行ったかを明記してください。以上の内容は抄録中に記載し、発表においても提示してください。
- ・総説的発表（既発表論文をもとにした論考）についても、一部に上記内容を含む場合は、それぞれに準じた配慮が必要です。
- ・いずれにも該当しない場合には、該当しない理由を抄録中に記載し、発表においても提示してください。（例：This study used material or information that has already established its academic value, that has been widely used for research purposes, and that is available to the general public, and therefore it requires no special ethical considerations.）